

計画作成年度	令和7年度
計画主体	宇治市

宇治市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宇治市産業観光部農林茶業課
所在地 宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8723
FAX番号 0774-20-8977
メールアドレス nourinchagyouka@city.uji.kyoto.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア
計画期間	令和8年度から令和10年度
対象地域	京都府宇治市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（7年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稲、野菜、いも類、茶	17	216
ニホンジカ	水稲、野菜、いも類、茶	6	217
アライグマ	果樹、野菜	4	99
ヌートリア	野菜、いも類	1	10

(2) 被害の傾向

イノシシ、ニホンジカについては、市内全域の中山間部をはじめ、山間部に隣接した市街地近郊においても多数生息しているものと推察される。

イノシシについては例年3月頃からタケノコを狙った竹林被害が発生し、5月頃からは水稲、野菜、いも類等において大きな被害が発生している。令和3～4年度の豚熱の影響でイノシシの出現が著しく減少したため被害が大幅に減少したが、令和5年度以降は増加傾向にあり、被害も散見されている。

ニホンジカについては、水稲の出穂時期に加え、野菜、いも類の作付け後や収穫期に食害が発生しているほか、森林内においては下層植生が衰退している。イノシシ、ニホンジカによる農作物被害としては、従来から講じている防護柵の設置及び有害鳥獣捕獲等の対策にもかかわらず依然被害が収まっておらず、山間部に隣接した市街地近郊においても、庭の掘り起こし、家庭菜園への食害等、生活環境被害が発生している。

アライグマについては、市街地、山間部を問わず市内全域に生息していると推察される。年間を通して市内全域において農作物被害のほか、住居侵入等の生活環境被害が多発している。また、外来生物であるため、日本固有の動植物等生態系への影響も懸念される。

ヌートリアについては、主に水路周辺に多数生息しており、主要河川・水路等でも確認されている。被害面積としては少ないが、繁殖力が強く雑食であるため日本固有の動植物等生態系への影響も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年）		目標値（令和10年）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	17	216	12	151
ニホンジカ	6	217	4	151
アライグマ	4	99	3	69
ヌートリア	1	10	1	7
計	28	542	20	378

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>[捕獲体制の整備] 宇治支部猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、当会に有害鳥獣捕獲班を編成している。捕獲方法としては、銃器、わな（箱わな、くくりわな）を用いて捕獲を実施している。捕獲強化対策として、国交付金を活用した緊急捕獲事業を実施し、有害鳥獣として捕獲した場合、頭数に応じて奨励金を支給している。また、猟期のシカ捕獲に対しても捕獲頭数に応じて奨励金を支給し、捕獲頭数の拡大を図っている。アライグマ及びヌートリアについては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、捕獲及び処分を行っている。</p> <p>[捕獲機材等の導入] 箱わなの増設、センサーカメラの導入</p> <p>[捕獲鳥獣の処理方法] 原則、埋設処分、自家消費とする。</p>	<p>[現状] ・捕獲班員の高齢化に伴う捕獲鳥獣の処理に多大な負担が発生 ・市街地への出現が増加傾向な一方で、緊急対応時における捕獲従事者の確保が困難</p> <p>[課題] ・若手猟師の確保 ・緊急対応時に出勤できる人材の確保 ・市街地出沒時における連携の強化</p>
防護柵の設置等に係る取組	<p>山間集落の区長にヒアリングを行い、要望調査をしたうえで防護柵を平成27, 28, 29年度で配布を実施</p>	<p>設置、補修、見回り等を集落住民で担っていたが、高齢化に伴い管理が不十分 管理の担い手確保が必要</p>
生息環境管理その他の取組	<p>畑の残渣や果樹の放置防止、除去の呼びかけを実施</p>	<p>呼びかけの対象が不十分 高齢の耕作者が多く、残渣や果樹の処理の担い手が必要</p>

(5) 今後の取組方針

捕獲と予防の両面で被害防止対策を推進する。国及び府の補助制度の活用により捕獲の推進に努めるほか、捕獲数の増加や担い手不足に対応するため、ハンティングドローン等のICT機器を活用し効率的な捕獲の推進に努める。さらに、ジビエ利活用を推進し、捕獲者の活動意欲の向上と個体処理に係る負担の軽減を図る。

また、地域と連携して被害防止対策に取り組めるよう研修会等を開催し、放任果樹の除去や防護柵の点検・修理など、鳥獣を寄せつけない集落環境づくりに取り組む。

アライグマ及びヌートリアについては、「宇治市アライグマ防除実施計画」及び「宇治市ヌートリア防除実施計画」に基づき、引き続き捕獲等による防除対策に取り組む。また、近年の捕獲数の増加を踏まえ、個体回収業務の外部委託を含め対応策を検討していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・業務委託先の宇治支部猟友会において編成された有害鳥獣捕獲班により、捕獲班長の統率のもと、銃器及びわなによる捕獲等を行う。
- ・職員で編成している鳥獣被害対策実施隊による活動の強化を図る。
- ・アライグマ及びヌートリアについては、箱わなによる捕獲を実施し、それぞれ防除実施計画に基づき適切に処理を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ	宇治支部猟友会と連携し、狩猟者の確保、育成を進めていく。 捕獲者の負担を軽減させるため、地元住民や農家等と連携して見回りや餌付け等の作業に取り組む。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ	宇治支部猟友会と連携し、狩猟者の確保、育成を進めていく。 捕獲者の負担を軽減させるため、地元住民や農家等と連携して見回りや餌付け等の作業に取り組む。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ	宇治支部猟友会と連携し、狩猟者の確保、育成を進めていく。 捕獲者の負担を軽減させるため、地元住民や農家等と連携して見回りや餌付け等の作業に取り組む。

捕獲計画数設定の考え方

直近5年間の年間捕獲数の平均値の概ね130%を設定し、当該年度の捕獲計画を下記のとおり決定する。(イノシシに関しては豚熱の影響を踏まえて計画数を設定する)

(参考) [対象鳥獣の捕獲実績]

年度	イノシシ	ニホンジカ	アライグマ	ヌートリア
R2	54頭	113頭	24頭	4頭
R3	0頭	96頭	20頭	2頭
R4	4頭	75頭	32頭	2頭
R5	19頭	53頭	44頭	1頭
R6	19頭	64頭	57頭	0頭
平均	19頭	80頭	35頭	1頭

※イノシシ、ニホンジカは有害捕獲による捕獲数(狩猟捕獲を除く)

※アライグマ、ヌートリアは外来生物法に基づく捕獲数

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等(「外来生物法」による捕獲を含む。)		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	25頭	25頭	25頭
ニホンジカ	104頭	104頭	104頭
アライグマ	46頭	46頭	46頭
ヌートリア	2頭	2頭	2頭

捕獲等の取組内容

イノシシ及びニホンジカについては、年間を通して市内の中山間部を中心に、銃器及び罠(箱わな・くくりわな)を用いて計画的に予察捕獲を行う。アライグマ及びヌートリアについては、年間を通して市内全域を対象に、箱わなを用いて捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシ、ニホンジカ等の大型獣に対して、捕獲班員の安全確保の観点から確実に止め差しを行うために必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	イノシシ、ニホンジカ等については、地方自治法第252条の17の2第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき、平成12年度より本市に既に事務委任されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	既設の防護柵の強化・補修 新規要望箇所において新設や補強の検討を進める		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	地元農家等により破損箇所等の定期的な点検を行うほか、柵周辺の草刈りを実施する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

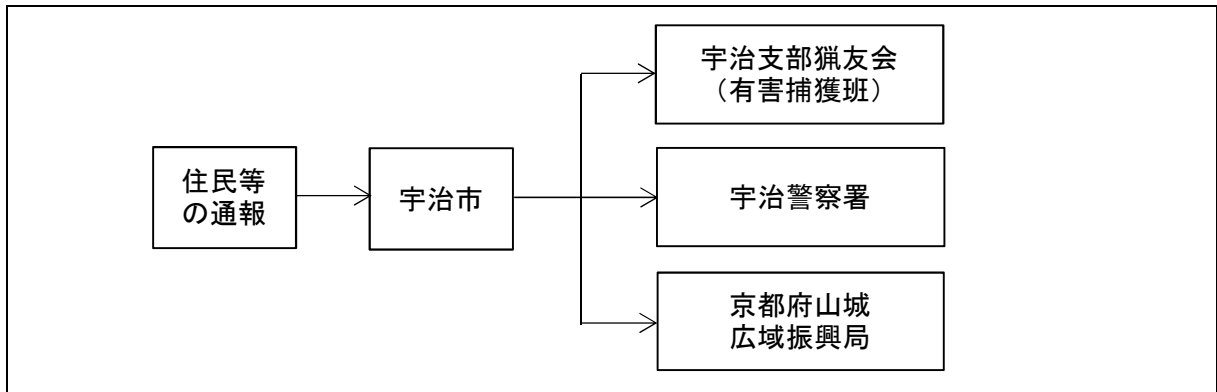
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害対策（既設防護柵の点検等）の啓発 鳥獣被害対策実施隊による防護柵・緩衝帯に係る整備、点検、補修及び管理の指導 アライグマ及びヌートリアについては、習性等を研究し、助言指導等を行う
令和9年度		
令和10年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宇治支部猟友会	対象鳥獣の捕獲等
京都府宇治警察署	警察官職務執行法の適用及び住民の安全確保等
京都府山城広域振興局	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指導、助言等
宇治市	事務局、関係機関との連絡調整、有害捕獲許可等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の処理に関しては、埋設、自家消費、または利活用とする。
利活用は市が認定している搬入施設である食肉処理加工施設へ搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市が認定している搬入施設である食肉処理加工施設へ搬入し、食肉利用する。
ペットフード	他市町村の取組等を参考に、有効活用について検討する。
皮革	他市町村の取組等を参考に、有効活用について検討する。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	他市町村の取組等を参考に、有効活用について検討する。

※他市町村の先進的な取り組みを調査・研究していく。

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宇治市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
宇治支部猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
宇治市森林組合	被害情報や出没情報の収集・提供
京都やましろ農業協同組合	農業者からの被害状況を把握し、農地における鳥獣被害の情報提供や防除施設について、効果的な資材及び設置方法等について指導・助言
京都府宇治警察署	捕獲に関する安全指導
京都府山城広域振興局	先進的な取組、近隣市町村の状況など広域的な視点からの情報提供 特定鳥獣管理計画（二ホンジカ・イノシシ）に基づく狩猟・鳥獣保護に係る助言・指導 被害地における被害防除・技術指導・助言
宇治市	事務局、関係機関との連絡調整 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
近畿農政局	鳥獣被害防止総合対策交付金（補助事業）
京都府府民環境部 自然環境保全課	アライグマ防除京都広域協議会事務局
京都府山城北農業改良普及センター	先進的な取組、近隣市町村の状況など広域的な視点からの情報提供被害地における被害防除・技術指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>構成員：職員 3 名 活動内容：被害調査・生息調査、追い払い活動、広報・啓発 設置年月日：平成 24 年 2 月 1 日</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--